

～消防法令違反対象物の公表制度～

重大な消防法令違反の建物を ホームページで公表します!!

消防法令違反対象物の公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した**重大な消防法令違反**をホームページにより公表する制度です。

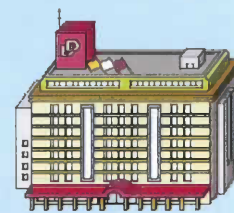
公表の対象となる建物は

飲食店・百貨店等、不特定多数の人が利用する建物や、病院・社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。



公表の対象となる違反は

建物に義務付けられた消防用設備(屋内消火栓設備・スプリンクラー設備又は自動火災報知設備)が設置されていない重大な消防法令違反です。



公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。

公表は違反が是正されるまでの間継続します。



公表の方法は

熊谷市のホームページへ掲載します。

熊谷消防 違反公表制度 検索

公表の内容は

- ①建物の名称 ②建物の所在地 ③消防法令違反の内容 ④消防法令違反の根拠

制度の開始時期 平成30年4月1日からです。

建物関係者の皆様へ

建物が以下のような場合には、新たな消防用設備等を設置する義務が生じることがありますので、事前に下記までお問合せください。

- 飲食店、物品販売店、社会福祉施設等のテナントが新たに入居する場合
- 建物の増築や改築、隣接する建物と屋根などを接続する場合
- 窓を塞いだり、窓にフィルムを貼る場合

問合せ先 熊谷市消防本部 予防課

TEL 048-501-0118

FAX 048-521-1207